

# 第5回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

令和2年2月26日(水)  
特別会議室

- 前提として、新型コロナウイルスについてフェーズが変化しているものと認識し対応する事
- 新型インフルエンザ対策行動計画において、「都内発生早期」から「都内感染期」に移行するものとの認識に立つこと
- ここ2週間が感染拡大防止の重要期間であるとの認識に立つこと

## (1) 主催事業、イベント等延期・中止について

全ての市主催事業・イベント等を、基本的に延期・中止とする  
延期・中止とする期間は、2月29日から3月15日まで。  
それ以降の対応は、状況変化に応じて検討する。

昨日の対策部本部会議にて、市主催事業・イベント等について、判断基準に基づき、延期・中止を決定し、関連団体へは自粛の要請をすることといたしましたが、昨日の対策本部会議の後、「安倍首相は26日、政府の新型コロナウイルス対策本部で、今後2週間はスポーツや文化に関するイベントの開催について中止・延期などの対応をとるよう要請した。」ことを受け、各所管課は、十分留意したうえで、市主催事業・イベント等の必要性を再検討する事。

やむを得ない場合は、防災安全課と調整の事。

なお、利用者から問合せがあった場合は、市の判断を適切に伝え、主催者として適切な判断を求める。

## (2) 職員のマスク着用の奨励について

原則、マスクは職員が準備するものだが、全国的なマスク不足を鑑み、業務上必要な分のみ配付する

### 1 対象

#### (1) 原則的にマスク着用を依頼する職場

- ・ 市民経済部（課税課、納税課、市民課（出張所含む）、）
- ・ 子ども青少年部（子育て支援課（保育園、子育て総合センター含む）、児童青少年課（児童館、学童クラブ含む））
- ・ 健康福祉部（福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、保険年金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健康まちづくり推進室）

(2) その他の職場

マスクの配付を希望する職場には配布いたします

(3) 事業所等へのマスク貸与支援について

原則、マスクは事業所等が準備するものである、全国的なマスク不足を鑑み、業務上必要な分のみ貸与する

「貸与」とする理由は、備蓄物資であるとともに、必要以上の払い出しを抑制するため

1 対象

医療関係施設・福祉関連施設・子供関連施設・市内行政機関

2 配布方法・配布期間・対象期間等

関係課長会にて検討を行う

(4) 公共施設使用料返還について

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、市民、もしくは、団体が自発的に自主事業等を中止し、公共施設の利用を取り止めた場合の対応は以下の通り

1 公共施設

① 施設使用料は返金とする

2 指定管理者が管理している施設

① 公共施設と同様な取り扱いとし、施設使用料は返金とする

② 既に、キャンセルした利用者に対しては、返金措置を行う

③ 詳細は、指定管理者と協議する

(5) 市民がり患した場合の対応について

市民がり患した場合の情報発信については、以下の通りとする

- 情報の発信内容等については、保健所が公式に発表した内容とする
- 発表方法は、HP・ツイッター・防災情報メールとする
- 学校や公共施設関係者及び関連事業所からり患者が発生した場合は、所属部長を経由し、速やかに理事者へ報告する

(6) 庁内職員がり患した場合の対応について

新型インフルエンザ対策行動計画を参考としながら、今後、防災安全課においてBCP案を作成する

1 主なBCPの項目は以下を想定

- 事業継続内容、もしくは、事業実施課の決定
- り患職員の出勤停止期間
- り患職員発生職場における、濃厚接触者の範囲と出勤停止期間

- 電話等による業務指示の依頼
  - 職員の居住地の調査後における、時差出勤の命令
  - OB 職員の派遣制度の検討
  - 職員の検温
- 2 調査協力依頼
- 市が業務継続を行わないと、市民生活に影響を及ぼす業務の調査

## (7) 専門チームの結成について

緊急対応事態が発生した場合は専属して新型コロナウイルス対策に従事させ、その場合は、議会对応は行わないものとする

第1次 企画政策部長、総務部長、医療政策担当部長  
広報担当課長、防災安全課長、健康推進課長

第2次 子供青少年部長、健康福祉部長、教育部長  
子育て支援課長、高齢支援課長、学校支援課長

第3次 その他、必要に応じて招集する

以上